

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひたかみ福祉会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程での役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会、評議員会及び評議員選任委員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したとき、また評議員選任委員が同委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費支給はその実費とする。

(役員及び評議員の報酬等)

第4条 理事が理事会出席以外で理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外で理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費支給はその実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日内に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

2 監事が法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費支給はその実費とする。

(第三者委員の報酬等)

- 第6条 第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日内に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。
- 2 第三者委員が法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
 - 3 交通費支給はその実費とする。

(出張旅費)

- 第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合には、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。
- 2 旅費は、実費を支給する。
 - 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
 - 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
 - 5 旅費等は原則として出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員・委員)

- 第8条 施設の職員を兼務する役員・委員は、別表1と別表2の報酬と実費弁償費の支払いを行わない。

(改正)

- 第9条 この規定を改正する必要がある場合は、理事会・評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1 (日額)

役職	報酬の名称	報酬額	実費弁償額 (旅費)
理事	理事会出席報酬	5,000円	実費
評議員	評議員会出席報酬	5,000円	実費
評議員選任解任委員	委員会出席報酬	5,000円	実費
監事	理事会・評議員会出席報酬	5,000円	実費
第三者委員	理事会・評議員会出席報酬	5,000円	実費

※実費弁償額については上限をこの額と定める。

別表 2 (日額)

役職	報酬の名称	報酬額	実費弁償額 (旅費)
理事	理事 業務報酬	7,000円	実費
評議員	評議員 業務報酬	7,000円	実費
監事	監事監査 指導報酬	7,000円	実費
第三者委員	第三者委員 業務報酬	7,000円	実費

※実費弁償額は上限をこの額と定める。

別表 3

旅費	宿泊費 (1 日)	報酬 (1日)	その他費用
実費	12,000円	10,000円	実費